

伴走型小規模事業者支援推進事業

売れるチカラ、育てます。

販路開拓プログラム「ミガ×クル」企画運營業務委託事業者募集要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、高松商工会議所（以下「本所」という）が定める経営発達支援計画（令和7年3月経済産業省認定。以下「本計画」という）にもとづき、食品製造業の小規模事業者を対象に、「伝える力」と「売る力」の向上を通じて、顧客ニーズに応じた商品のブラッシュアップと実践的な販路開拓の実現を支援することを目的とするものである。

販路開拓の重要性を啓発する事前セミナーから、事業者選定会、商品ブラッシュアップ支援、首都圏バイヤーとの個別商談会、展示会への出展およびアフターフォローまで、一貫した伴走型支援を実施する。これら一連の取り組みにより、小規模事業者が持続的に販路開拓を進められるよう、事業の企画・運営を一体的に担う委託事業者を選定し、支援を迅速かつ的確に実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 伴走型小規模事業者支援推進事業
売れるチカラ、育てます。販路開拓プログラム「ミガ×クル」企画運營業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「委託提案仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 上 限 額 3,820千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 受託者は、当業務の実施にあたり、本プログラムの対象者に対応できる専門性を有する人材を配置し、相談が受けられる体制を整えること。また、業務の実施にあたり、対象者の支援に必要なコーディネーター・バイヤーを確保できること。
- (2) 本所の会員又は特別会員である者、あるいはその加入資格があり、応募時に会員（特別会員）入会申込の手続きを行って加入意思を示す者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に

規定する暴力団及びその構成員でない者。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者。

- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒760-8515 高松市番町二丁目 2 番 2 号
高松商工会議所 事業推進部 経営支援 2 課
電話 087-825-3505 FAX 087-825-3525
E-mail sien@takacci.or.jp

- (2) 募集要領等の配布

- ① **配布期間：令和 7 年 7 月 1 日～7 月 18 日**

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- ② 配布場所及び受付場所

本所ホームページからダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類

- ① 提出期限：

参加表明書 令和 7 年 7 月 1 日～7 月 7 日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

企画提案書・価格提案書 令和 7 年 7 月 8 日～7 月 18 日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- ② 提出場所：(1) に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- ④ 提出書類：

参加表明書 既定の用紙にて（別途掲載）

企画提案書 紙様式 A4 横 20 ページ以内（表紙は除く）

価格提案書 様式は問わない

5 質疑・回答

- (1) **受付期間：令和7年7月1日～7月3日午後5時15分必着**
- (2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ① 件名は「販路開拓プログラム「ミガ×クル」企画運営業務委託に関する質問」とすること。
 - ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ③ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) **回答日時：令和7年7月7日**
- (5) 回答方法：質問への回答は高松商工会議所ホームページに掲示する。

6 応募書類

- (1) 提出書類
企画提案書、価格提案書及び参加表明書
- (2) 企画提案書の作成方法
委託提案仕様書のとおり。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ① 提出された企画提案書は、本運営業務委託における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ③ 提出された応募書類は返却しない。
 - ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。なお、提案者等、著作権は契約後に委託金の支払いをもって当所に譲渡する。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法
参加表明書の提出の後に、企画提案書及び価格提案書を提出していただき、評価基準に基づいて評価する。
- (3) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(1)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ③ ①、②に関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) その他
- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ③ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

審査選定の結果については、7月下旬頃、応募者全員に文書で通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、受託候補者として選定した者であっても、契約手続が完了するまでは、当所との契約関係は生じない。

9 契約手続

- (1) この事業は令和7年度伴走型小規模事業者支援事業に係る補助金が採択された後、委託契約を締結することとし、不採択となった場合は契約しない。
- (2) 契約交渉の相手方に選定された者と高松商工会議所との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (4) 著作権は委託者に譲渡する。
- (5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をする

ことはできない。ただし、当所から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、当所が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び「高松商工会議所 個人情報保護内規」（平成17年4月1日制定）に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。